



福島医発第 2647 号（地）
令和 3 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

今般、令和 3 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 4 号（令和 3 年 12 月 23 日付け
福島医発第 2648 号（地））の「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等につ
いて」について、別添のとおり日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療課よ
り一部訂正の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、今回の訂正内容に関し貴会会員への周知方よろしくお願い申
し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 751 号（保 244）
令和 3 年 12 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
中 川 俊 男
(公印省略)

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

今回の訂正は、令和 3 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 4 号における「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

(添付資料)

- ・「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」の一部訂正について
(令 3. 12. 7 事務連絡 厚生労働省保険局医療課長)

事 務 連 絡
令和 3 年 1 2 月 7 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
（令和 3 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 4 号）（別添）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和３年１１月２４日付け保医発１１２４第４号）

正	誤
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （６） コセンティクス皮下注 75mg シリンジ ① 本製剤はセクキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ <u>本製剤は、既に薬価収載後１年以上を経過している「コセンティクス皮下注150mgシリンジ及び同皮下注150mgペン」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第10第２号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。</u>	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （６） コセンティクス皮下注 75mg シリンジ ① 本製剤はセクキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 （新設）

（下線部分が訂正部分）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和3年厚生労働省告示第387号及び令和3年厚生労働省告示388号をもって改正され、令和3年11月25日から適用（ただし、薬価基準第2条の改正規定は、令和4年2月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬14品目及び注射薬20品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3）（1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 7 1 7	3, 6 6 0	2, 1 4 8	2 7	1 4, 5 5 2

(4) 「薬価算定の基準について」（令和3年2月10日付け保発0210第3号）第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬1品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) (4)による調整後の薬価は、令和4年2月1日から適用されること。

2 揭示事項等告示の一部改正について

(1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬104品目、注射薬32品目、外用薬18品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和4年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬2品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和4年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(3) (1)及び(2)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 4 2	1 2 2	4 1	1	4 1 3

(4) ビルトラルセン製剤について、揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アジルバ顆粒1%

本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「アジルバ錠10mg、同錠20mg及び同錠40mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、小児等

が服用しやすい顆粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) ビンマックカプセル 61mg

- 1) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の適用にあたっては、最新のガイドラインを参照し、トランスサイレチンアミロイドーシスの診断が確定していることを確認すること。」とされていることから、トランスサイレチンアミロイドーシスの診断及び治療に精通した医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用すること。
- 2) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「NYHA心機能分類Ⅲ度の患者では、NYHA心機能分類Ⅰ・Ⅱ度の患者より相対的に本剤の有効性が低い可能性があるので、本剤の作用機序、及び臨床試験で示唆されたNYHA心機能分類と有効性の関係を十分に理解し、患者の状態を考慮した上で、本剤投与の要否を判断すること。」及び「NYHA心機能分類Ⅳ度の患者における有効性及び安全性は確立していない。」とされているので、使用に当たっては十分留意し、本製剤の初回投与に当たっては、NYHA心機能分類Ⅰ～Ⅲ度の患者を対象とすること。
- 3) 本製剤の薬剤料については、次の①又は②のすべての要件を満たした場合に算定でき、いずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。（「患者要件①」又は「患者要件②」と記載）

① 野生型の場合

- ア 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること
- イ 心エコーによる拡張末期の心室中隔厚が 12mm を超えること
- ウ 組織生検によるアミロイド沈着が認められること
- エ 免疫組織染色により TTR 前駆タンパク質が同定されること

② 変異型の場合

- ア 心筋症症状及び心筋症と関連する TTR 遺伝子変異を有すること
- イ 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること
- ウ 心エコーによる拡張末期の心室中隔厚が 12mm を超えること
- エ 組織生検によるアミロイド沈着が認められること

(3) リンヴォック錠 30mg

本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(4) レットヴィモカプセル 40mg 及び同カプセル 80mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、*RET* 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、*RET* 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(5) ソグルーヤ皮下注 5mg 及び同皮下注 10mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(6) コセンティクス皮下注 75mg シリンジ

① 本製剤はセクキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(7) パドセブ点滴静注用 30mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の一次治療における有効性及び安全性は確立していない。」及び「PD-1/PD-L1 阻害剤による治療歴のない患者における本剤の有効性及び安全性は確立していない。」と記載されているので、PD-1/PD-L1 阻害剤を含む化学療法による治療歴を有する患者に投与することとし、その旨を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(8) ライアット MIBG-I131 静注

本製剤の効能又は効果は「MIBG 集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫・パラガングリオーマ」であり、MIBG 集積陽性が確認された患者が対象であることから、MIBG 集積陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(9) アロフィセル注

① アロフィセル注については、日本大腸肛門病学会の「アロフィセル注 適正使

用指針」に従い使用するとともに、当該指針の施設要件等に準拠した、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な医療機関で使用するよう十分留意すること。

- ② 本製品の効能、効果又は性能において、「非活動期又は軽症の活動期クローン病患者における複雑痔瘻の治療。ただし、少なくとも1つの既存治療薬による治療を行っても効果が不十分な場合に限る。」及び用法及び用量又は使用方法に関連する使用上の注意において、「本品を再投与した臨床成績は得られておらず、痔瘻の状態を十分に確認した上で、再投与の可否を慎重に判断すること。」とされていることから、このような場合に限り算定できるものであり、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 本製品の投与が適切と判断した理由

イ 既存治療薬による治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間

ウ 本製品の投与回数（1回目又は2回目と記載する）

- ③ 本製品を患者に使用した場合は、医科点数表区分番号「K743」痔核手術（脱肛を含む。）の「1」硬化療法を算定できるものであること。

- (10) アダリムマブ BS 皮下注 20mg シリンジ 0.2mL「MA」、同 BS 皮下注 40mg シリンジ 0.4mL「MA」、同 BS 皮下注 80mg シリンジ 0.8mL「MA」及び同 BS 皮下注 40mg ペン 0.4mL「MA」

- ① 本薬剤はアダリムマブ製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- ② 本薬剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「ウパダシチニブ水和物製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和3年8月25日付け保医発0825第4号）の記の(1)中「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」を「リンヴォック錠 7.5mg、同錠 15mg 及び同錠 30mg」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成30年11月19日付け保医発1119第4号）の記の4の(1)中「モビコール配合内用剤 LD」を「モビコール配合内用剤 LD 及び同配合内用剤 HD」に改める。
- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年8月31日付け保医発0831第1号）の記の4の(5)中「ヤーボイ点滴静注液 50mg」を「ヤーボイ点滴静注液 20mg 及び同点滴静注液 50mg」に改める。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年9月3日付け

保医発 0903 第 1 号) の記の 4 の (6) 中「ユルトミリス点滴静注 300mg」を「ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び同 HI 点滴静注 1100mg/11mL」に改める。

(5) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びサトラリズマブ製剤」を「、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びサトラリズマブ製剤」を「、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤」に改める。

(6) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和 3 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号) を以下のとおり改正する。

- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を加え、令和 3 年 11 月 25 日から適用すること。
- ② 別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 3 年 11 月 25 日から適用すること。

別紙 1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
令和 3 年 11 月 25 日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3999463G1025	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続 3〕	20mg0.2mL 1 筒	アダリムマブ B S 皮下注 20mg シリンジ 0.2mL「MA」	持田製薬	20,604
注射薬	3999463G2021	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続 3〕	40mg0.4mL 1 筒	アダリムマブ B S 皮下注 40mg シリンジ 0.4mL「MA」	持田製薬	39,913
注射薬	3999463G3028	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続 3〕	80mg0.8mL 1 筒	アダリムマブ B S 皮下注 80mg シリンジ 0.8mL「MA」	持田製薬	77,392
注射薬	3999463G4024	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続 3〕	40mg0.4mL 1 キット	アダリムマブ B S 皮下注 40mg ペン 0.4mL「MA」	持田製薬	40,056
注射薬	1319407G1029	ラニビズマブ（遺伝子組換え）〔ラニビズマブ後続 1〕	0.5mg0.05mL 1 筒	ラニビズマブ B S 硝子体内注射用キット 10mg/mL「センジュ」	千寿製薬	85,535

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
令和3年11月25日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	1319403A1036	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0.5mg0.05mL 1 瓶	ルセンティス硝子体内注射液10mg/mL	ノバルティス ファーマ	160,698
注射薬	1319403G1020	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0.5mg0.05mL 1 筒	ルセンティス硝子体内注射用キット 10mg/mL	ノバルティス ファーマ	160,698

(参考：新旧対照表)

◎「ウパダンチニブ水和物製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(令和3年8月25日付け保医発0825第4号)
の記の(1)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(1) <u>リンヴォック錠 7.5mg、同錠 15mg 及び同錠 30mg</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	(1) <u>リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 30 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 4 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（1） <u>モビコール配合内用剤 LD 及び同配合内用剤 HD</u> 本製剤の成人への使用に当たっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤、エロビキシバット水和物製剤、リナクロチド製剤及びラクツロース製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。	（1） <u>モビコール配合内用剤 LD</u> 本製剤の成人への使用に当たっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤、エロビキシバット水和物製剤、リナクロチド製剤及びラクツロース製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号）の記の 4 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（5） <u>ヤーボイ点滴静注液 20mg 及び同点滴静注液 50mg</u> 本製剤を「根治切除不能な悪性黒色腫」、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」又は「がん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に用いる場合は、本製剤の用法及び用量において「3 週間間隔で 4 回点滴静注する」とされていることから、4 回を超えて投与しないこと。	（5） <u>ヤーボイ点滴静注液 50mg</u> 本製剤を「根治切除不能な悪性黒色腫」、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」又は「がん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に用いる場合は、本製剤の用法及び用量において「3 週間間隔で 4 回点滴静注する」とされていることから、4 回を超えて投与しないこと。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 9 月 3 日付け保医発 0903 第 1 号）の記の 4 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（6） <u>ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び</u> <u>同 HI 点滴静注 1100mg/11mL</u> ①・② （略）	（6） <u>ユルトミリス点滴静注 300mg</u> ①・② （略）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第１号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別添 1 第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 （１） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン	別添 1 第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 （１） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン

I₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルフ

I₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルフ

ァーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

ァーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤及びサトラリズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アル

理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アル

ファ製剤、イデュルスルファーズ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルトチド製剤、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

ファ製剤、イデュルスルファーズ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルトチド製剤及びサトラリズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

(参考1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	アジルバ顆粒 1 %	アジルサルタン	1 % 1 g	73.60
2	内用薬	エフメノカプセル100mg	プロゲステロン	100mg 1 カプセル	229.70
3	内用薬	サイバインコ錠50mg	アプロシチニブ	50mg 1 錠	2,678.40
4	内用薬	サイバインコ錠100mg	アプロシチニブ	100mg 1 錠	5,221.40
5	内用薬	サイバインコ錠200mg	アプロシチニブ	200mg 1 錠	7,832.30
6	内用薬	ピラノアOD錠20mg	ピラスチン	20mg 1 錠	66.80
7	内用薬	ビンマックカプセル61mg	タファミジス	61mg 1 カプセル	155,464.00
8	内用薬	モビコール配合内用剤HD	マクロゴール4000、塩化ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、塩化カリウム	13.7046g 1 包	139.80
9	内用薬	リンヴォック錠30mg	ウバダシチニブ水和物	30mg 1 錠	7,459.40
10	内用薬	レキサルティOD錠0.5mg	プレクスピブラゾール	0.5mg 1 錠	136.80
11	内用薬	レキサルティOD錠1mg	プレクスピブラゾール	1mg 1 錠	260.60
12	内用薬	レキサルティOD錠2mg	プレクスピブラゾール	2mg 1 錠	496.50
13	内用薬	レットヴィモカプセル40mg	セルベルカチニブ	40mg 1 カプセル	3,680.00
14	内用薬	レットヴィモカプセル80mg	セルベルカチニブ	80mg 1 カプセル	6,984.50
15	注射薬	アダリムマブB S皮下注20mgシリンジ0.2mL「MA」	アダリムマブ（遺伝子組換え）[アダリムマブ後続3]	20mg0.2mL 1 筒	20,604
16	注射薬	アダリムマブB S皮下注40mgシリンジ0.4mL「MA」	アダリムマブ（遺伝子組換え）[アダリムマブ後続3]	40mg0.4mL 1 筒	39,913
17	注射薬	アダリムマブB S皮下注40mgペン0.4mL「MA」	アダリムマブ（遺伝子組換え）[アダリムマブ後続3]	40mg0.4mL 1 キット	40,056
18	注射薬	アダリムマブB S皮下注80mgシリンジ0.8mL「MA」	アダリムマブ（遺伝子組換え）[アダリムマブ後続3]	80mg0.8mL 1 筒	77,392
19	注射薬	アロフィセル注	ダルバドストロセル	4 瓶 1 組	5,620,004
20	注射薬	コセンティクス皮下注75mgシリンジ	セクキヌマブ（遺伝子組換え）	75mg0.5mL 1 筒	40,144
21	注射薬	サフネロー点滴静注300mg	アニフロルマブ（遺伝子組換え）	300mg 2 mL 1 瓶	96,068
22	注射薬	スキリージ皮下注150mgシリンジ 1 mL	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	150mg 1 mL 1 筒	474,616
23	注射薬	スキリージ皮下注150mgペン 1 mL	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	150mg 1 mL 1 キット	474,761
24	注射薬	ステルイズ水性懸濁筋注60万単位シリンジ	ベンジルベニリンベンザチン水和物	60万単位 1 筒	3,207
25	注射薬	ステルイズ水性懸濁筋注240万単位シリンジ	ベンジルベニリンベンザチン水和物	240万単位 1 筒	9,273
26	注射薬	ソグルーヤ皮下注 5 mg	ソマブシタン（遺伝子組換え）	5mg1.5mL 1 キット	26,107
27	注射薬	ソグルーヤ皮下注10mg	ソマブシタン（遺伝子組換え）	10mg1.5mL 1 キット	52,214
28	注射薬	ネクスピアザイム点滴静注用100mg	アバクルグロコシダーゼ アルファ（遺伝子組換え）	100mg 1 瓶	196,940
29	注射薬	バドセブ点滴静注用30mg	エンホルツマブ ベドチン（遺伝子組換え）	30mg 1 瓶	99,609
30	注射薬	ハルトマンD液「フソー」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL 1 瓶	160
31	注射薬	ハルトマンD液「フソー」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL 1 袋	160
32	注射薬	ヤーボイ点滴静注液20mg	イビリムマブ（遺伝子組換え）	20mg 4 mL 1 瓶	200,703
33	注射薬	ユルトミリスHI点滴静注300mg / 3 mL	ラブリズマブ（遺伝子組換え）	300mg3mL 1 瓶	699,570
34	注射薬	ユルトミリスHI点滴静注1100mg / 11mL	ラブリズマブ（遺伝子組換え）	1100mg11mL 1 瓶	2,565,090
35	注射薬	ライアットMIBG-1131静注	3 - ヨードベンジルグアニジン (¹³¹ I)	1.85GBq5mL 1 瓶	1,072,505
36	注射薬	ラニビズマブB S硝子体内注射用キット10mg / mL「センジュ」	ラニビズマブ（遺伝子組換え）[ラニビズマブ後続1]	0.5mg0.05mL 1 筒	85,535

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和4年2月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品 名	規 格 単 位	現行薬価	調整後薬価
6179002H102	ノクサフィル錠100mg	100mg 1 錠	3,109.10	3,094.90

揭示事項等告示

別表第2（令和4年3月31日まで）

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	アジスロマイシン錠250mg「Y D」	アジスロマイシン水和物	250mg 1錠
2	内用薬	アズクレニンS配合顆粒	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン	1g
3	内用薬	アセタノールカプセル100	アセプトロール塩酸塩	100mg 1カプセル
4	内用薬	アセタノールカプセル200	アセプトロール塩酸塩	200mg 1カプセル
5	内用薬	アダラートL錠10mg	ニフェジピン	10mg 1錠
6	内用薬	アダラートL錠20mg	ニフェジピン	20mg 1錠
7	内用薬	アマリールOD錠0.5mg	グリメピリド	0.5mg 1錠
8	内用薬	アマリールOD錠1mg	グリメピリド	1mg 1錠
9	内用薬	アマリールOD錠3mg	グリメピリド	3mg 1錠
10	内用薬	アリルエストレノール錠25mg「サワイ」	アリルエストレノール	25mg 1錠
11	内用薬	局 アルジオキサ錠100mg「KN」	アルジオキサ	100mg 1錠
12	内用薬	アレグラOD錠60mg	フェキシフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
13	内用薬	イトブリド塩酸塩錠50mg「Y D」	イトブリド塩酸塩	50mg 1錠
14	内用薬	局 ウルソデオキシコール酸錠100mg「TC K」	ウルソデオキシコール酸	100mg 1錠
15	内用薬	エレルサ錠50mg	エルバスビル	50mg 1錠
16	内用薬	局 オステン錠200mg	イブリフラボン	200mg 1錠
17	内用薬	オリザチーム顆粒	β-ガラクトシダーゼ(アスペルギルス)	50% 1g
18	内用薬	オロパタジン塩酸塩OD錠2.5mg「イワキ」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1錠
19	内用薬	オロパタジン塩酸塩OD錠5mg「イワキ」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
20	内用薬	カルバゾクロムスルホン酸Na錠30mg「TC K」	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	30mg 1錠
21	内用薬	カンデサルタンOD錠2mg「明治」	カンデサルタンシレキセチル	2mg 1錠
22	内用薬	カンデサルタンOD錠12mg「明治」	カンデサルタンシレキセチル	12mg 1錠
23	内用薬	局 カンデサルタン錠12mg「明治」	カンデサルタンシレキセチル	12mg 1錠
24	内用薬	局 クエチアピン錠25mg「AA」	クエチアピルフマル酸塩	25mg 1錠
25	内用薬	局 クエチアピン錠100mg「AA」	クエチアピルフマル酸塩	100mg 1錠
26	内用薬	グラジナ錠50mg	グラゾプレビル水和物	50mg 1錠
27	内用薬	局 クロビドグレル錠25mg「AA」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
28	内用薬	局 クロビドグレル錠25mg「ZE」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
29	内用薬	局 クロビドグレル錠25mg「ニットー」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
30	内用薬	局 クロビドグレル錠75mg「AA」	クロビドグレル硫酸塩	75mg 1錠
31	内用薬	局 クロビドグレル錠75mg「ZE」	クロビドグレル硫酸塩	75mg 1錠
32	内用薬	クロルマジノン酢酸エステル錠25mg「NSKK」	クロルマジノン酢酸エステル	25mg 1錠
33	内用薬	ケイラーゼAT配合カプセル	バイオヂアスターゼ2000配合剤	1カプセル
34	内用薬	局 コナン錠10mg	キナブリル塩酸塩	10mg 1錠
35	内用薬	局 コナン錠20mg	キナブリル塩酸塩	20mg 1錠
36	内用薬	局 コナン錠5mg	キナブリル塩酸塩	5mg 1錠

No		薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬	ザイザルOD錠2.5mg	レボセチリジン塩酸塩	2.5mg 1錠
38	内用薬	ザイザルOD錠5mg	レボセチリジン塩酸塩	5mg 1錠
39	内用薬	局 酸化マグネシウム（山善）	酸化マグネシウム	10g
40	内用薬	ザンタック錠75	ラニチジン塩酸塩	75mg 1錠
41	内用薬	ザンタック錠150	ラニチジン塩酸塩	150mg 1錠
42	内用薬	局 ジアスターゼ ハチ	ジアスターゼ	10g
43	内用薬	局 ジアスターゼ「日医工」	ジアスターゼ	10g
44	内用薬	局 シロスタゾール錠50mg「タカタ」	シロスタゾール	50mg 1錠
45	内用薬	局 シロスタゾール錠100mg「タカタ」	シロスタゾール	100mg 1錠
46	内用薬	人工カルルス塩「ヤマゼン」	人工カルルス塩	10g
47	内用薬	スルガム錠100mg	チアプロフェン酸	100mg 1錠
48	内用薬	スルガム錠200mg	チアプロフェン酸	200mg 1錠
49	内用薬	局 精製水（中北）	精製水	10mL
50	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩細粒小児用100mg「TCK」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g
51	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「TCK」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
52	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「YD」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
53	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「TCK」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
54	内用薬	局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「YD」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
55	内用薬	局 ゾルピデム酒石酸塩錠5mg「AA」	ゾルピデム酒石酸塩	5mg 1錠
56	内用薬	局 ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「AA」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1錠
57	内用薬	局 耐性乳酸菌散10%「JG」	耐性乳酸菌	1g
58	内用薬	ダオニール錠1.25mg	グリベンクラミド	1.25mg 1錠
59	内用薬	ダオニール錠2.5mg	グリベンクラミド	2.5mg 1錠
60	内用薬	ダクチラン錠50mg	ビペリドレート塩酸塩	50mg 1錠
61	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「オーハラ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1カプセル
62	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「オーハラ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1カプセル
63	内用薬	局 炭酸マグネシウム（山善）	炭酸マグネシウム	10g
64	内用薬	局 単シロップ（東洋製化）	単シロップ	10mL
65	内用薬	局 トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「YD」	トスフロキサシントシル酸塩水和物	75mg 1錠
66	内用薬	局 トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「YD」	トスフロキサシントシル酸塩水和物	150mg 1錠
67	内用薬	ドネベジル塩酸塩OD錠3mg「JG」	ドネベジル塩酸塩	3mg 1錠
68	内用薬	ドネベジル塩酸塩OD錠5mg「JG」	ドネベジル塩酸塩	5mg 1錠
69	内用薬	ドネベジル塩酸塩OD錠10mg「JG」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1錠
70	内用薬	ドミン錠0.4	タリベキソール塩酸塩	0.4mg 1錠
71	内用薬	局 トリクロルメチアジド錠2mg「YD」	トリクロルメチアジド	2mg 1錠
72	内用薬	ナウゼリン細粒1%	ドンペリドン	1% 1g
73	内用薬	局 ニザチジンカプセル150mg「オーハラ」	ニザチジン	150mg 1カプセル
74	内用薬	局 ニザチジンカプセル150mg「トーワ」	ニザチジン	150mg 1カプセル

No		薬価基準名	成分名	規格単位
75	内用薬	ニチコデ配合散	鎮咳配合剤	1 g
76	内用薬	局 乳酸カルシウム「N i k P」	乳酸カルシウム水和物	10 g
77	内用薬	局 乳酸カルシウム（山善）	乳酸カルシウム水和物	10 g
78	内用薬	パラシクロピル錠500mg「D K」	パラシクロピル塩酸塩水和物	500mg 1 錠
79	内用薬	バルサルタンO D錠20mg「科研」	バルサルタン	20mg 1 錠
80	内用薬	バルサルタンO D錠40mg「科研」	バルサルタン	40mg 1 錠
81	内用薬	バルサルタンO D錠80mg「科研」	バルサルタン	80mg 1 錠
82	内用薬	バルサルタンO D錠160mg「科研」	バルサルタン	160mg 1 錠
83	内用薬	局 バルサルタン錠20mg「N P I」	バルサルタン	20mg 1 錠
84	内用薬	ピソルボン錠 4 mg	プロムヘキシン塩酸塩	4 mg 1 錠
85	内用薬	フィズリン錠30mg	モザバプタン塩酸塩錠	30mg 1 錠
86	内用薬	局 フルツロンカプセル100	ドキシフルリジン	100mg 1 カプセル
87	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「J G」	フルボキサミンマレイン酸塩	25mg 1 錠
88	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「Y D」	フルボキサミンマレイン酸塩	25mg 1 錠
89	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「J G」	フルボキサミンマレイン酸塩	50mg 1 錠
90	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「Y D」	フルボキサミンマレイン酸塩	50mg 1 錠
91	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「J G」	フルボキサミンマレイン酸塩	75mg 1 錠
92	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「Y D」	フルボキサミンマレイン酸塩	75mg 1 錠
93	内用薬	プロクリン - Lカプセル 5 mg	ビンドロール	5 mg 1 カプセル
94	内用薬	プロクリン - Lカプセル15mg	ビンドロール	15mg 1 カプセル
95	内用薬	プロモクリブチン錠2.5mg「タカタ」	プロモクリブチンメシル酸塩	2.5mg 1 錠
96	内用薬	局 メコバラミン錠250 μg「Y D」	メコバラミン	0.25mg 1 錠
97	内用薬	メナテトレノンカプセル15mg「日本臓器」	メナテトレノン	15mg 1 カプセル
98	内用薬	メロキシカム速崩錠 5 mg「日本臓器」	メロキシカム	5 mg 1 錠
99	内用薬	メロキシカム速崩錠10mg「日本臓器」	メロキシカム	10mg 1 錠
100	内用薬	ヨウラーゼE 配合顆粒	ビオヂアスターゼ 2 0 0 0 配合剤	1 g
101	内用薬	局 リセドロン酸Na錠2.5mg「Y D」	リセドロン酸ナトリウム水和物	2.5mg 1 錠
102	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「Y D」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1 錠
103	内用薬	局 ロキフェン錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物	60mg 1 錠
104	内用薬	ワルファリンK細粒0.2%「Y D」	ワルファリンカリウム	0.2% 1 g
105	注射薬	アーゼラ点滴静注液100mg	オフアツムマブ（遺伝子組換え）	100mg 5 mL 1 瓶
106	注射薬	アーゼラ点滴静注液1000mg	オフアツムマブ（遺伝子組換え）	1,000mg50mL 1 瓶
107	注射薬	局 アルタット静注用75mg	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	75mg 1 管
108	注射薬	イトリゾール注 1 %	イトラコナゾール	1 % 20mL 1 管（溶解液付）
109	注射薬	局 エグラボン点滴静注液30mgバッグ「ケミファ」	エグラボン	30mg100mL 1 キット
110	注射薬	グルカゴン注射用 1 単位「F」	グルカゴン	1 U . S . P . 単位 1 瓶（溶解液付）
111	注射薬	グロウジェクト B C 注射用 8 mg	ソマトロピン（遺伝子組換え）	8 mg 1 筒（溶解液付）
112	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用200mg「サワイ」	ゲムシタピン塩酸塩	200mg 1 瓶

No		薬価基準名	成分名	規格単位
113	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用1g「サワイ」	ゲムシタピン塩酸塩	1g 1瓶
114	注射薬	献血グロブリン注射用2500mg「KMB」	乾燥ベプシン処理人免疫グロブリン	2.5g 50mL 1瓶（溶解液付）
115	注射薬	コセンテックス皮下注150mgシリンジ	セクキヌマブ（遺伝子組換え）	150mg 1mL 1筒
116	注射薬	ザンタック注射液50mg	ラニチジン塩酸塩	2.5% 2mL 1管
117	注射薬	ザンタック注射液100mg	ラニチジン塩酸塩	2.5% 4mL 1管
118	注射薬	スプレキュアMP皮下注用1.8	ブセレリン酢酸塩	1.8mg 1筒
119	注射薬	ゾレア皮下注用75mg	オマリズマブ（遺伝子組換え）	75mg 1瓶
120	注射薬	局 タゾピベ配合静注用2.25「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	（2.25g）1瓶
121	注射薬	局 タゾピベ配合静注用2.25「DK」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	（2.25g）1瓶
122	注射薬	局 タゾピベ配合静注用4.5「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	（4.5g）1瓶
123	注射薬	局 タゾピベ配合静注用4.5「DK」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	（4.5g）1瓶
124	注射薬	タゾピベ配合点滴静注用2.25バッグ「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	（2.25g）1キット（生理食塩液100mL付）
125	注射薬	タゾピベ配合点滴静注用4.5バッグ「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	（4.5g）1キット（生理食塩液100mL付）
126	注射薬	ナプトピン注3.6単位	ワクシニアウイルス接種家兔炎症皮膚抽出液	3mL 1管
127	注射薬	ハルトマンD液「小林」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL 1瓶
128	注射薬	ハルトマンD液「小林」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL 1袋
129	注射薬	ビーカップ注10mg	チアミンジスルフィド	10mg 1管
130	注射薬	ビタミンK1注10mg	フィトナジオン	10mg 1管
131	注射薬	ファルモルピシンRTU注射液10mg	エビルピシン塩酸塩	10mg 5mL 1瓶
132	注射薬	ファルモルピシンRTU注射液50mg	エビルピシン塩酸塩	50mg 25mL 1瓶
133	注射薬	ファルモルピシン注射用10mg	エビルピシン塩酸塩	10mg 1瓶
134	注射薬	ファルモルピシン注射用50mg	エビルピシン塩酸塩	50mg 1瓶
135	注射薬	ブラルエント皮下注75mgペン	アリロクマブ（遺伝子組換え）	75mg 1mL 1キット
136	注射薬	ブラルエント皮下注150mgペン	アリロクマブ（遺伝子組換え）	150mg 1mL 1キット
137	注射薬	リクスビス静注用2000	ノナコグ ガンマ（遺伝子組換え）	2,000国際単位 1瓶（溶解液付）
138	注射薬	ロイコブロール点滴静注用800万単位	ミリモスチム	800万単位 1瓶
139	外用薬	亜鉛華（10%）単軟膏「ヤマゼン」	亜鉛華	10g
140	外用薬	アゾテシン点眼液0.02%	アズレン	0.02% 5mL 1瓶
141	外用薬	局 アンモニア水（山善）	アンモニア水	10mL
142	外用薬	局 アンモニア水「コザカイ・M」	アンモニア水	10mL
143	外用薬	局 塩化ナトリウム「イヌイ」	塩化ナトリウム	10g
144	外用薬	局 塩酸（山善）	塩酸	10mL
145	外用薬	ジフルブレドナート軟膏0.05%「KN」	ジフルブレドナート	0.05% 1g
146	外用薬	セレベント250タディスク	サルメテロールキシナホ酸塩	25μg 1プリスター
147	外用薬	セレベント500タディスク	サルメテロールキシナホ酸塩	50μg 1プリスター
148	外用薬	フルタイド500タディスク	フルチカゾンプロピオン酸エステル	50μg 1プリスター

No		薬価基準名	成分名	規格単位
149	外用薬	フルタイド100口タディスク	フルチカゾンプロピオン酸エステル	100 μg 1 ブリスター
150	外用薬	フルタイド200口タディスク	フルチカゾンプロピオン酸エステル	200 μg 1 ブリスター
151	外用薬	局 ホウ酸（山善）	ホウ酸	10 g
152	外用薬	ポビヨード液10%	ポビドンヨード	10%10mL
153	外用薬	リノコートパウダースプレー鼻用25 μg	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	1.50mg0.9087 g 1 瓶
154	外用薬	レボカバステン点眼液0.025%「イセイ」	レボカバステン塩酸塩	0.025% 1 mL
155	外用薬	ロキソプロフェンNaテープ100mg「日本臓器」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm × 14cm 1 枚
156	外用薬	ロキソプロフェンNaテープ50mg「日本臓器」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	7 cm × 10cm 1 枚